

八王子市福祉ホーム事業補助金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日

適用

第 1 通則

八王子市福祉ホーム事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子規則第 19 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 交付の目的

この要綱は、社会福祉法人が実施する福祉ホーム事業（以下「福祉ホーム事業」という。）に要する経費を当該法人に補助することにより、障害者の自立した地域生活を支援することを目的とする。

第 3 交付の対象

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下法という。)第 5 条第 22 項に規定する福祉ホーム(以下福祉ホームという。)事業とする。

第 4 補助事業者

この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）の要件は、次に掲げるものとする。

- (ア) 八王子市内において補助事業を行う者
- (イ) 八王子市外において補助事業を行う者で福祉ホーム入居前の居住地が八王子市である者を受け入れており、かつ、特に市長が認める者

第 5 補助金の交付額

この補助金の交付額及び対象経費は、福祉ホーム入居前の居住地が八王子市である者 1 人 1 箇月当たりを基準に決定することとし、交付基準額及び対象経費は別表 1 のとおりとする。

第 6 申請手續

この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人（以下「申請者」という。）は、月の 1 日において入居者に変更があった場合には、補助金交付申請書（第 1 号様式）に補助金等の交付の手續等に関する規則第 6 条に定める事業計画書、予算書、収支計画書およびその他必要な書類（以下、添付書類という。）を添えて、当該月末日以降、翌月 10 日までに提出しなければならない。ただし、同一年度における 2 回目以降の申請においては、添付書類を省略することができる。

第7 交付の決定等

市長は、第6による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、相当と認めた場合は交付を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

第8 交付の条件

この補助金の交付の条件は、別表2のとおりとする。

第9 申請の撤回

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付の条件に異議があるときは、申請者は交付決定の通知を受領した日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第10 補助金の請求

第7の規定による交付の決定を受けた申請者は、請求書(第3号様式)により、市長に請求するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

別表 1

入居者	対象経費	基準額 (1人1箇月当たり) (基準日・各月の初日)
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者	補助事業の実施のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入等	23,000円

(注)

交付基準額の算定の対象となる入居者は、福祉ホーム入居前の居住地が八王子市であるものとし、当該福祉ホーム入居前に他の福祉ホーム、法第19条第3項に規定する特定施設、法附則第18条第1項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは知的障害者援護施設（法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮を含む。）、法附則第18条第2項に規定する共同生活住居、宿泊型自立訓練サービス（法第5条第13項に規定する自立訓練を行うために知的障害若しくは精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスをいう。）を行う施設、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設（以下これらを「福祉ホーム特定施設」という。）に入所し、入居し、又は入院していた者で、当該福祉ホーム特定施設に入所し、入居し、又は入院する前に有していた居住地（継続して2以上の福祉ホーム特定施設に入所し、入居し、又は入院している者については、最初に入所し、入居し、又は入院した福祉ホーム特定施設に入所し、入居し、又は入院する前に有していた居住地）が八王子市である者を含むものとする。

別表 2

交付の条件

1 事情変更による決定の取消等

市長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。（ただし、軽微なものは除く。）

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

補助事業者は、市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

5 遂行命令等

(1) 市長は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 是正のための措置

市長は、5の(1)の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずる。

7 決定の取消

(1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にお

いても適用する。

8 補助金の返還

市長は、1又は7の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

9 他の補助金等の一時停止等

市長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納額とを相殺する。

10 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

11 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。